

栃市監第61号

平成28年9月30日

●● ●● 様

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

栃木市職員措置請求に基づく監査結果について

平成28年9月21日に提出されました上記の請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、その結果を別紙のとおり通知します。

## 栃木市職員措置請求について

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

栃木市●●町●●番●●号 ●● ●●

#### 2 請求受付年月日

平成28年9月21日

#### 3 請求の要旨

- (1) 請求人は、栃木フィルハーモニー交響楽団として、通常栃木市栃木文化会館（以下「文化会館」という。）の第1練習室を練習場所としているが、平成28年7月18日に栃木市栃木文化会館で催された「栃木市栃木障がい者の自立をめざす会」のため小ホールの舞台を練習場所に変更し、平成28年6月27日に利用申請し、その許可を受け、利用料金2800円を同日納めている。
- (2) 上記行事に関し、この行事の共催者である栃木市と文化会館の指定管理者である株式会社ケイミックスに対し、請求人は過去の経緯から夜間は第1練習室が使用されていないと再三指摘している。
- (3) 利用当日の午後6時に会場に行くと、請求人の指摘通り第1練習室は使用されておらず、その事実を持って指定管理者に会場の変更を申し出、許可されたが、指定管理者は栃木市文化会館条例第11条第2項の規定により使用料の還付を拒否した。
- (4) しかし、請求人が変更できることを知ったのは当日であり、同条第2項に規定される期間内には何度と指定管理者と栃木市に申し入れをしており、さらに、同条第1項の「利用者の責めによらない事由により」という規定を考えるならば、当然還付されるものである。

(5) 措置要求

栃木市及び文化会館の指定管理者は、文化会館小ホールの使用料2800円と第1練習室の使用料1050円との差額である1750円を返還せよ。

4 請求人による事実証明書

栃木市文化会館利用変更許可書

栃木市文化会館利用料金減免決定通知書

栃木市文化会館利用許可書兼領収書

利用当日に撮影した写真

第2 監査委員の判断

1 地方自治法第242条の要件に係る判断

(1) 財務会計上の行為の該当性について

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

すなわち、請求の対象となるのは、当該地方公共団体の長や職員等の違

法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実である。具体的には、①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担がこれに該当する。また、違法又は不当な財務に関する怠る事実としては、①公金の賦課又は徴収を怠る事実、②財産の管理を怠る事実が該当する。

- (2) 本件措置請求で請求人は、文化会館利用の変更に伴う使用料を返還することを請求している。

本件措置請求は、上記請求の対象となる行為のいずれに該当するかは必ずしも明確ではないが、仮に、違法若しくは不当な財産の取得があるとす  
る請求であると解しても、ここでいう財産とは、法第237条に規定される公有財産、物品および債権並びに基金であり、本件で問題とされている使用料は、既に納付されていることから債権にも当たらず、財産には該当しないことから、文化会館の使用料の不還付が、違法若しくは不当な財産の取得があるという要件ですら該当しない。

- (3) したがって、本件措置請求は、違法又は不当な財務会計上の行為、また、一定の怠る事実にも該当しないことから、法第242条第1項の要件を満たさないものと判断する。

## 2 結 論

上記のとおり、本件措置請求は法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、本件措置請求を却下する。

## 3 付 言

文化会館等の公の施設とは、法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、その管理については、法244条の2第1項において「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の

設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されている。

使用に関しては、法238条の4第7項において「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定し、また、その使用料については法225条において「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定している。

したがって、上記法に基づき制定された栃木市文化会館条例は、第8条でその使用料を、第10条で使用料の減免を、第11条で使用料の還付をそれぞれ規定している。

同条例第11条の使用料の還付については、「既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。」とし、同条第1号は「利用者の責めによらない事由により、利用することができなくなったとき」、第2号は「利用者が別に定める期間内に取消し又は変更を申し出たとき。」と規定している。

これは、当該施設の使用許可を受けた者が使用を取り止めた場合、施設設置者である普通地方公共団体が実際に使用しない施設の使用料を、そのまま歳入とするための根拠として、使用料の不還付を規定し、根拠付けているものであると考えられる。

使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却に当てられるべきもので、必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とされる。

実際に施設を使用せずとも、一定期間利用許可を受け施設を押さえておくことは、公の施設の管理上一定の経済的リスクを施設側に負わせることになり、そのリスクの最終的な負担者として利用許可を受けた者が応分の負担をすることは、上記使用料の性格上問題がなく、それを定めた条例が違法若しくは不当であるとする点も見受けられない。